

富士瓦斯紡績株式会社の正面

『川崎市勢要覧』（昭和5年）から

そういうころ、十一月十二日の早朝に、高さ四十五メートルばかりある工場の大煙突に、ひとりの男がのぼって、何か叫びながらさかんに赤旗をふっているのを守衛が発見した。そのうち、この男は、赤旗をふりながらピラを撒き、そのうちアジ演説までぶちはじめた。下の女子労働者たちは歓声をあげてこれに応え、そして、労働歌を合唱したりして大いに氣勢をあげた。この演出は、恐慌を背景としてあちこちでくりひろげられた労働争議と膠着した労使の対立のなかであみだされた一種の奇襲戦法である。

このエントツ男の出現の報を受けた会社側の幹部と川崎警察署は、この人間を煙突からおろそうととしていろいろ説得につとめたが、男がこれを拒否し効果がなかった。こうして、一日、二日と決定的な良案をみいだすことができないままに、いたずらに時間は経過していた。ところが十一月十六日は、葉山御用邸に滞在中の天皇が東京に還幸する日で、警察としては、天皇のお召列車が通過するまでにはどうしても煙突の上の男をおろさなければならなくなった。

この当時は、高所から天皇のお召列車をながめることは不敬行為として取締りの対象となり、ことに赤旗を振る煙突上の男を、天皇が目につ

るようなことがあったなら大問題になる。そこで、内務省からも県警察部長にたいし、天皇の通過までにはかならず引きおろすことを命じてきた。県警察部も、川崎警察署の香取春吉署長を中心に協議した結果、「エントツ男」をうまく地上におろすには、争議の解決が先決だという結論になり、特高主任川端警部補（のち引野）が、特高係巡查部長秋葉嘉一郎とともに会社幹部と面接し、一刻も早く争議を解決するよう申し入れた。こうして、会社側では幹部が協議して、妥協の線をだしたので、香取署長は十一月十六日午前五時、労資双方の代表者を警察署に招いて、両者間の調停斡旋の労をとり、同日午後一時、両者間で妥協が成立し、ここに二か月にわたって行われた富士瓦斯紡績川崎工場の争議は解決した。しかし、天皇の通過は目前にせまり、それまでには、何がなんでもエントツ男を地上におろすという問題がのこった。

そこで、エントツ男の引きおろしの役をすすんで引き受けたのが秋葉巡查部長で、秋葉は警察署が雇い入れた土建業の仕事師三人とともに、ロープや滑車づきの吊籠などを用意して煙突にのぼり、天皇の通過十分前の十四時五十分エントツ男を地上におろすことに成功したのである。秋葉は当時を回想して、「そうだな、制服のままのぼりはじめたのは午後二時二十八分だったな。なにしろ高さ百三十尺の煙突だから、上にあがればあがるほどゆれが激しくなってくる。……のぼり切って見たら、男はもう煤煙で顔も体もまっくろ。相当に疲れていた様子だったが、おだやかに争議の解決を話したら、ちょっと笑ったようだったな。そこで、用意してきた吊籠の中に男を入れ、やっと下におろしたわけだが、無事、下におりついた時には、ほんとにやれやれと思ったね」と語っている（『神奈川県警察史』中巻）。

ところで、新聞紙上をにぎわせたこのエントツ男は、横浜市電気局勤務の田辺潔という人物である。この煙突へのぼるなどという行為は、膠着状態におちいっていた富士紡争議を解決する手段として、労農党の幹部糸川二一郎の指示で、当時糸川宅に居候をしていた田辺が行った非常手段であった。かれの滞空時間は実に百三十時間におよび、この事件は外国の新聞で「世

界最初のチムニーマン」として写真入りで紹介された。煙突にのぼって争議を解決しようとしたこの奇想天外の新戦術は、恐慌下の争議がすでに厚い壁にぶつかっていた事情を反映していたが、当時、田辺個人が労働運動の英雄的存在になったこともこれまた事実である。また、それだけ労働界が失業・待遇改善問題などで大きくゆれうごいていることを象徴していたといえよう。

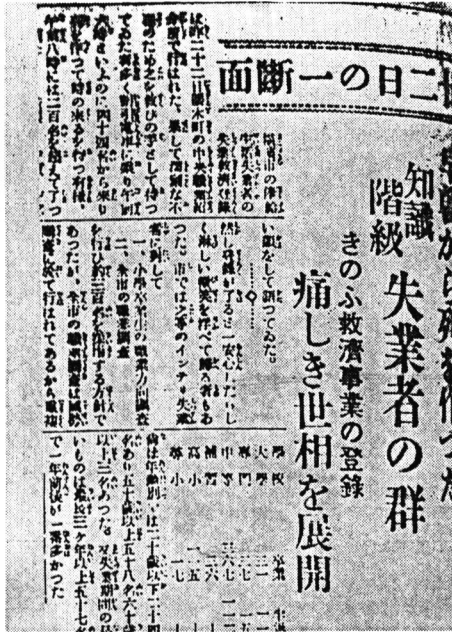
消費組合と 恐慌がふかまり、米価をはじめ農産物価格が下落し暴落していくなかで、広範囲にわたって政府所有米払下運

農民組合

動(米よこせ運動)がひきおこされた。この運動は、一九三二(昭和七)年六月から、米価の暴落で大きな傷手を受けた日本消費者連盟・関東消費者連盟が主導権をとって農林省に請願し、全国的に拡大していったのである(奥谷松治『増補改訂 日本生活協同組合史』)。神奈川県下では、まず労働者のうごきを見ると、横浜、ドックの工信購買組合をはじめ、近代的な重工業の工場を基盤とした購買組合がいくつかみられたが、低米価で、しかも米が過剰であるという事情のもとでは、大工場では米の配給には配慮を欠いたことがなかったため、購買組合にくわわっている労働者も米よこせ運動にはたちあがらなかったようである。

しかし、一九三二年から三三年にかけて、地域においては、米よこせ運動が地下水のように流れていた。また、そういう動きへのとりくみも行われようとした。たとえば、多摩川沿岸で砂利採掘にあたっていた朝鮮人労働者たちは、収入が極度に低く生活も不安定で、払下米の要求は切実であった。そこで、南部一般消費組合などと連絡をとり、関東消費者連盟の指導で高津町(現在 川崎市)に多摩川無産者消費組合をつくり、八・一農林省デモにはもちろん参加したほか、払下米配給を引きつづき受けていたようである。

また、平塚町(現在 平塚市)では、土地の運動家たちに「おばさん」とか「お母さん」とかいわれて親しまれていた笹谷京



失業者の増大 『横浜貿易新報』昭和6年9月23日付

が中心となり、息子の二郎もくわわって、日消連と緊密な関係をもって平塚消費組合をつくり、「平塚米よこせ会」を組織して再三の交渉を重ねて相当数量の払下獲得に成功した。さらに、茅ヶ崎町でも湘南消費組合の組織準備をすすめ、茅ヶ崎町の漁師清水七郎らが湘南道路工事人夫の間に「米もらう会」（「米もらいたい会」）をつくり、二百八十余名の署名を集め、茅ヶ崎町役場に政府米の払下げを請求する動きがあらわれていた。この運動は町役場の拒否にあい、再度陳情したところ、官憲は不穩の行動として発起者六名を引致しておさえつけた。

さらに、一九三三年、足柄下郡足柄村の農民たちは、小田原別荘旅館経営で利益を得ている町の有力者が、小田原町会・足柄村会を動かし、県議員・代議士らと組んで、遊覧客誘致を目的に上水道設置を計画し、試掘を進めているのに反対し、上水道ができれば農民たちの田はたちまち枯渇し植付けすらできなくなると中止嘆願書を村会にだし、村会がたのむに足らないとわかると、大衆行動で計画を粉碎しようと大のこぎり隊・小のこぎり隊を編成して暴動を起こし、試掘不能にさせた。小田原署は、村民を検束し、県は灌漑ポンプ二台をあたえて憤激を鎮めようとしたが、村民は納得しないという問題が発生していた。

これは小田原の町民と足柄の村民との対立であるとして一般にいわれていたが、小田原の失業者と無産者たちは農民たちに同情し救援の手をさしのべている。

この動きは、たんに「米をよこせ」ということにとどまらないで、「救済補助金を出せ、種子をよこせ、排水ポンプをつけろ、救済土木工事を起こせ、借金取立てを待て、小作料・税金の免除、犠牲者の即時釈放、家族の生活保証」をしろという運動にまで発展し、これをおして全農全会を拡大し漁民の組織化を試みようとした（山本秋『昭和米よこせ運動の記録』）。

ところで、この間、県下の農民の動静をみわたすと、農民組合は、だいたい小作料の減免というような日常的な経済要求を掲げた運動に終始し、その動機はがいして低調であった。昭和にはいって県下に存在していた組合は、県の北東部の橘樹・都筑・高座の三つの郡に六支部をもっていた日本農民組合総同盟と、中部に二つの支部をおいていた中部農民組合、さらに、中部を中心に鎌倉郡・足柄上郡・橘樹郡などの町村の字単位に点在していた単独の小作人組合にすぎない。なかでも、日本農民組合総同盟、それにすくなくとも昭和のはじめには確認することのできる全日本農民組合は、日本農民組合に対抗して出現した右派系の組合であった。日本農民組合総同盟は、政治的には、社会民衆党を支持し、その幹部には、鈴木文治や片山哲が名をつらねていた。こうしたなかで、小作争議も数がすくなく、一九三二（昭和六）年に十九件、一九三四年には八十六件を数えたが、これらのうち主な内容は、不作・凶作による免引き、地主の土地取上げによる紛議であった。恐慌後の農民組合の動きは農村不況の波にもまれ、一つの底流をなしていたにすぎなかった。

恐慌下世相の推移

恐慌とその後の社会変動は、世相の推移に微妙な影響をもたらしつつあった。このころ、不況のふかまりにつれて、カフェーやバーは、激しい浮き沈みをみせながら増えていた。横浜市の伊勢佐木町から関内界隈は、東京市の新宿・浅草・銀座とともに繁華街の中心となり、「頹廢の夢が酒と踊りの狂乱に黄金の雨」を降らしているとみなされているような享楽の街となっていた。夕暮ともなると、カフェーやバーからは流行歌のレコードが流れ、女給オナメスの嬌声が乱れ飛んでいたという。実際、カフェー・バー・ビヤホールなどは、あちこちに店開きしていた。

西条八十作詞、塩尻精八作曲「女給の唄」が街に流れて民衆に受け入れられていったのはこのころで、そこには、当時の人びとの気持ちが反映していた。この唄には、恐慌下の世相や生活の重苦しさや哀調が織り合わされて、そこはかたなく人びとの心に迫るものがあった。民衆の不安と哀しさと、自嘲・自棄のいりみだれた感傷をいやがうえにもあおってゆく「流行歌」が、大衆文化の一ジャンルとして生みだされていたのは、柳田国男『明治大正史 世相編』の「新色音論」になぞらえれば、ラジオの誕生を皮切りに、レコードなどの新しい「色音」が民衆の生活にさまざまな情報を伝達する手段となっていたからである。あらためて説くまでもなく、東京市の愛宕山に放送局が開設されたのが一九二五（大正十四）年、二七年には日本ポリアール・日本ビクター、翌年には日本コロムビアというように、蓄音器会社が設立されていた。こうしていま『別冊一億人の昭和史 昭和流行歌史』をみてもあきらかなように、恐慌に見舞われる前後から、中山晋平作曲の「鉾をおさめて」「出船の港」「波浮の港」「東京行進曲」「紅屋の娘」「愛して頂戴」が次つぎと世に問われ、「酒は泪か溜息か」で作曲家古賀政男がヒットを放ったのが一九三二年である。このころの流行歌は、中山・塩尻・古賀、「祇園小唄」の佐々紅華の曲の傾向に、西条八十・野口雨情・長田幹彦・高橋掬太郎・日比繁二郎らの作詞とを重ね合わせてみると、恐慌のかけりを濃くまとう、民衆のせつない、希望のもてない心情を表現しているものが多い。民衆は、あたかも盛り場に束の間の「うさ」をはらすと同じように、ヒット曲に救いを求めていた。当時、山形県生まれのソプラノ歌手佐藤千夜子が吹き込んだ「東京行進曲」のレコードは、二十五万枚を売りあげたという。

この「虚像の世界」を求めて浮き足だつていく世相のなかで、体制の地すべりにも似たファシズム化の過程でひき起こされている陸軍部内の抗争とか、数かずのクーデター計画・直接行動、浜口雄幸首相狙撃事件、三名合名理事長団琢磨・前蔵相井上準之助の射殺事件というようなテロリズムは、政局内部の激動や財界の腐敗のせいと映り、こうした諸事件は民衆にはおど

るきであった。しかし、民衆にとっては、実際には関係がないと受けとめられていたようである。体験をつうじて、こうしたフランス文学者の中島健蔵は、『昭和時代』のなかで、にもかかわらず、すでに左翼は、「人民のため」といいながら人民とつながりをもつことができなかつたばかりか、「国民のため」とはいわず「国家のため」という右翼が目ざしている敵よりも「多くの敵を国民の中」につくってしまったと回想していた。こうした事態の推移は、民衆の場から社会全体がファシズムへの傾斜をたどっているという一つの証言である。

二 準戦時体制への道

満州事変と 恐慌後の社会情勢は、一方では、政局の中枢にいた原田熊雄のいまわしをもちいれば、「陸軍のクーデター」
在留中国人 としての意味をもつ十五年戦争の皮切りとなった満州事変を後立てに、桜会を中心とする皇道派青年将校、民間国家主義団体の国家改造運動が台頭し、他方では恐慌の過程で労働者のなかからは失業者が輩出し、農家負債額はつりのり、社会混乱の輪は広がり、その合い間を縫って無気力な「エロ・グロ」の風潮もまた渦巻いていた。こうした情勢下で満州事変の勃発は、県民のなかに重い問題を投げかけた。

満州事変の発端である一九三一年（昭和六年）年九月十八日、日本陸軍と中国軍によってひきおこされた柳条溝事件について、新聞各紙はいちはやく「勇ましく翻る日章旗、一番乗りの第二大隊」（『東京日日新聞』昭和六年九月二十日付）「奉天城を占領しわが軍堂々と入城す」（『大阪朝日新聞』昭和六年九月二十日付）というような報道を開始した。そして、いちように中国の排日・抗日のゆえに満州事変はひきおこされたのであり、「日本の生命線」満蒙を守ることは正当防衛だ、と論じていた。

『横浜貿易新報』も九月三十一日付の論説で、「支配の反省を強く促せ」という記事を掲げ、「曲、彼れに在ること」はいうまでもないと断定的に述べ、次のような見解を示していた。すなわち、今回の事件にたいして同紙は、できるかぎり「平和裡に其解決」を欲するものであるが、「毎日行動」をあえてとる中国の態度のとりようによって、事件は今後どう進展するか予測しかねると論じながら、「条約に依って認められたる我權益」を中国が横暴にもこれを踏みじったのであるから、「之に対しては我國の正々堂々たる国威発揚、國權擁護行動を我等は要望する」と、積極的な行動をとることを主張していた。

こうした雰囲気なかで、柳条溝事件は、横浜在住の中華民国人に大きな衝撃をあたえていた。そこで、事件が勃発した翌日、中国領事銭天任は、とりいそぎ山県治郎知事を県庁にたずねて、山下町居留地の五千人におよぶ中国人などの保護を十分に行ってくれるよう申し込んだ。この要請にたいして山県知事は、安全を保証するとともに、中国現地における「排日思想」を嚴重に取り締まるよう領事から本国政府に伝達することを希望した。そして、県警察部は、中国人の保護をするともに、「不穏分子」のアジテーションや運動に警戒の目をひからせることとなった（『横浜貿易新報』昭和六年九月二十日付）。

また柳条溝事件は県民の関心をあおりつつあった。県下各地で「戦争話に花が咲く」ありさまとなり、在郷軍人分会などでは、すこぶる緊張の度を増し、はやくも動員令を予想し出征をまつ雰囲気がつくられ、青年団員もまた事態の推移のいかによっては治安維持に努力しようと協議をかさねはじめたようである。こうして一挙に「戦争気分」が濃厚になるなかで、たとえば、横須賀市では、いちはやく十九日の夜、東京湾要塞司令官秦真次中将の「国防と満蒙問題」に関する講演会を開催した。会場の隣保会館には、定刻の午後七時には二千五百余人の聴衆が押しかけ、入場を制限せざるをえないほどの盛況となり、会場入口前庭の聴集はいずれも興奮していた。ちなみに、横須賀市の講演会では、このときほど多数参加したことはこれまでになかったという（『横浜貿易新報』昭和六年九月二十一日付）。



1933年ごろの横須賀駅前

福本信一氏蔵

召集の拡大と県民

柳条溝事件をきっかけとして、戦火はたちまちにして全満州に拡大し、これがやがて「十五年戦争」の発端をかたちづくることとなった。そして、一九三二（昭和六）年の暮から翌年はじめにかけて、あちこちで満蒙問題講演会がさかに行われるようになった。たとえば現在の相模原市に属する麻溝村では、一九三一年の十月二日に、光明学園・麻溝小学校共同主催で、元青島司令官大村一之・国士館大学教授武田照の講演、翌三年三月十日には陸軍歩兵中佐金田三良の講演があった。これらの講演会が、満州事変を合理化するための当局の示唆によるものか、あるいは農村自体の自発的のものかは不明である。しかし、三二年にはいつてから、どの町村でも、動員令による召集がたいへん多くなり、新聞紙上に「殺人的な農村不況」「糸よりも細くやせた農民」という、それこそ名状しがたいまでの農村の困難な状態のなかで、戦時色は強まっていったのである。戦勝祈願祭はもちろんのこと、戦没者の葬儀慰霊祭というような風景もみられるようになった（『相模原市史』第四巻）。

こうしたなかで、相原村の相沢菊太郎のように、満州事変を日本と中国との衝突の問題としてだけではなく、世界を相手とする戦争になるのではないかと、不安げにみている人間もいた。満州国の承認の問題や、この事

件にたいする国際連盟理事会の動きを敏感に受けとめてのことである。相沢はその感慨を一九三二年二月三日の日記に次のようにしたためていた(『相沢日記』昭和編)。

日支事変(注 満州事変のこと)愈々急迫し、我国モ増兵ノ必要ニヨリ、一部充員召集始マリ、常盤ノ者一人凶師ノ者ニテ橋本ニ居ル横須賀重砲兵へ召集ノモノ明日出発ノコトナレリ、昨年夏ヨリ双方接戦中ナリシガ、遂ニ事止ムヲ得ザル立場トナリ、支那ノ相手ハ変ジテ英米仏独等殆ド世界ヲ相手ノ戦争トナル訳、実ニ今ヤ人心不安ヲ感ジツツアリ、之ニ付テ思ヒ出スハ、西南戦争ガ明治十七八年(注 西南戦争は明治十年) 日清戦争ガ明治廿七八年、日露戦争ガ明治三十七八年、日支事変ガ昭和七年ニ至リ始マラントスル等因縁トモ云フベキカ

満州事変が拡大するにつれ、新聞は連日のように戦線写真の特集号外などを発行して「酷寒の野に闘ふ皇軍兵士」の姿を伝えるとともに、「守れ満蒙、帝国の生命線」を強調し、その自衛権を強調していった。そこには、満州事変は、日本民族の生存をまもるためのやむをえない戦争であり、この満蒙問題が解決するならば、日本の政治や経済のゆきづまりも打開することができるということ、恐慌になやむ人びとの感情に訴えようとする意図が目論まれていたのである。

この間、国内のゆきづまりを打開していくためには、「満蒙問題の解決」とともに「国家改造」が必要であるという考えかたが広がりつつあった。この「国家改造」の目的つけどころは、なんとといっても農村の窮乏そのものにおかれていた。この危機を打開するためには、国家を忘れ、私利私欲に走っている財閥と腐敗した政党、天皇の奸である元老・重臣を打倒し、国民のめざめをうながすべきであると、青年将校やこれと結んだ右翼団体は考えた。一九三二年五月十五日、「話せばわかる」という犬養毅首相を「問答無用」と射殺した五・一五事件は、軍国主義体制をつくりだそうとした一つの布石であった。

非常時局対応策

一九三三(昭和八)年の夏、神奈川県を含め、関東一円で防空演習が行われた。満州事変によってかもしだされた国民的な昂奮の雰囲気のみならず、しかも国際連盟を脱退した日本の国際的孤立にむかって歩みだし

はじめたなかでのできごとである。それは、また、「国防国家」の建設をおしすすめ、軍備拡張の方向をたどろうとする一つの象徴的なきごとである。もっとも、この年の県会で県知事横山助成は予算の編成にあたってみずからは、「日本帝国ノ内外ノ情勢、対外的或ハ国内ノ情勢ガ非常ニ重大ナ時局」であることを痛感していると弁明しながら、極端に「非常時」と「県民ノ緊張努力」を高唱することを避けたと説明していた（『神奈川県会史』第六巻）。その逆説めいた答弁は、国内外の情勢が重大であることを語ることになり、知事も「県政ノ全体ガ非常時局対応策」であると断言していた。

こうした非常時局の意識のたかまりのなかで、一九三四年の秋「国防の本義と其の強化の提唱」と題したパンフレットが発行された。このパンフレットが注目を浴びたのは、「たたいは創造の父、文化の母」であるという文句にはじまり、国防の目的のために国内の政治や経済の機構改革を提示したからであった。国防の一環として、国民生活の安定と農山漁村の経済更生をはかることを主張の根底においているこの考えは、国防国家建設を力説したものである。それぞれの新聞はこの主張を掲げて世論をあおりはじめていたが、もはや、そこには自由主義的経済観念は排除されていた。これと同時に、また、個人主義・自由主義的な考えかたも否定されていったのである。一九三五年、美濃部達吉の天皇機関説が第六十七議会で問題になり、この学説が国体に反し、美濃部は「緩慢なる謀叛人」であると非難された。この急先鋒になっていたのは、貴族院の菊池武夫中将らが在郷軍人関係の議員であり、さらに貴族院・衆議院の軍人出身者、軍国主義者たちであった。こうしたなかで、政友会総裁鈴木喜三郎は衆議院で国体明徴決議案を提出、全会一致でこれを可決し、この後、真崎甚三郎教育総監は、天皇機関説が国体に反する旨の訓示を全陸軍に通達し、文部省も各学校に国体明徴の訓令をだしたのである。また、帝国在郷軍人会でも十五万部のパンフレットを全国的にばらまき、大会を開いて天皇機関説の排撃にのりだしていた。こうして、天皇や団体を楯にとれば、どんな非合理的言辭も大手をふってまかりとおることができるような世論が形づくられていった。

第三節 準戦時下の文化と教育

一 教育運動の弾圧と軍国青年の養成

県下の新興 一九二九（昭和四）年になると経済恐慌はすすみ、米価・農作物の大暴落、緊縮政策と産業合理化により**教育運動** 場操業は短縮され、工場閉鎖もあい次いだ。失業者の数もふえ、郷里に帰る旅費もなく、東海道を歩いてゆ

く者がめっきり増え、遊行寺（現在 藤沢市）では無料接待所を設け、それらの人びとに麦飯をどんぶり一杯ずつ恵んでやっていたという状態を呈していた。このような状態の中で、一か月の神奈川県教員養成講習を修了し、一九二八年九月に神奈川県平塚の第三尋常高等小学校に勤務し、県内の状態を見ていた青年教師脇田英彦は教育実践の中で、「漠然たる教育愛に対する不安」「ともに愉快地夢中に遊ぶ児童たちは、必ずしもまたともに愉快地熱心に学ぶところの児童ではない」との問題にぶつかっていた。「教壇の上からでなく、児童たちとともに彼等の生活の中へ」ということに試みようとしていた。個人個人さまざまな児童の能力・才能の相違、自分の意図に対して、望ましい傾向の行為をなすもの、反対に無益な望ましくない傾向の行為をなすもの、これらのさまざまな現象が、いったい何に起因をするものかを探求しようと思うようになっていた。そして彼はそれを「児童の生活」の中からとらえようとした。「家庭の分析」と「学級児童の観察」から「児童の生活」にせまろうとした。そしてそれを、当時の農民の生活や労働者の生活の中で見出しといった。このような実践が一九三〇年に行われたことは、この年が「新興教育の科学的建設とその宣伝」を階級的任務として、新興教育研究所が創設され、「天皇制絶対権力の教

育支配と真正面から対決し、明確な階級的立場に立って教育労働者の解放と教育労働者が『その幼い生活に対して最大の責任を持たねばならないプロレタリア、貧農の解放を支配階級との闘争』を通じて闘いとるべく」と教育労働者組合が結成された時を一にするものであった。さらに脇田はこのプロレタリア運動を發展させ「馬入ピオニール」の結成へ向けていった（森谷清『戦争と教師たち』）。

「馬入ピオニール」は御用的学校自治会を自主化し、階級闘争の一機関とし、プロレタリア貧農児をして具体的な闘争に訓練せしむるために自治会自主化闘争を教員の手を通じてなさしめる必要があるというものであった（前掲書）。

一九三一年六月十五日の関東紡績平塚工場のストライキを見学し、それを契機に卒業生、高等科二年生で「馬入ピオニール」を組織していった。県学務部長もこのようなうごきを知って、八月二十八日に各学校校長あて、「学校職員ノ思想取締ニ関スル件」を出した。

茅ヶ崎の松林尋常高等小学校の香川分校の黒滝雷助（チカラ）、中村武敏らも日本教育労働者組合（教労）の結成の準備をしていた（一九三〇年十一月）。ここは神奈川の拠点となっていた。中村武敏は一九〇六（明治三十九年宮崎県に生まれ、中学生とき横浜に移り、本牧中学校から神奈川師範学校の第二部にすすんだ。卒業すると（一九二五年）川崎の南加瀬小学校に勤務、一九二九年に松林小学校へ転動した。川崎の南加瀬小学校のころの学校は封建的で、若い女の先生は宴会の席で「女中」がわりのように使われ、村長や村会議員がくればお茶くみをやるとか給仕のようだったと述べている（前掲書）。松林小学校では地主と小作、資本家と労働者といった階級的な意識教育については自然に子どもたちの頭の中に入ってきていると述べている（前掲書）。そして、彼もまた学級を中心としてピオニールを組織していった。ピオニールという言葉は子どもたちは知らなかったが、そんなことよりも、ものの考え方を教えようと思ったと述べている。

そして、これらプロレタリア教育運動に参加した人たちが、日本教育労働者組合を結成し、のちに日本医務労働組合および日本映画労働組合とともに、全協日本一般使用人組合に合同し、教育労働部を結成した。

しかし、神奈川支部の人たちは一九三一年十月八日、警察に召喚された。取調べを受けた者は、大体二十四、五人で、その中で、警察当局が検事局に送ったもの二人、県として行政処分を行ったものは懲戒免職十二人で、その中の数名は免許状の剝奪処分をうけた。これらの中に、脇田・黒瀬も含まれていた。

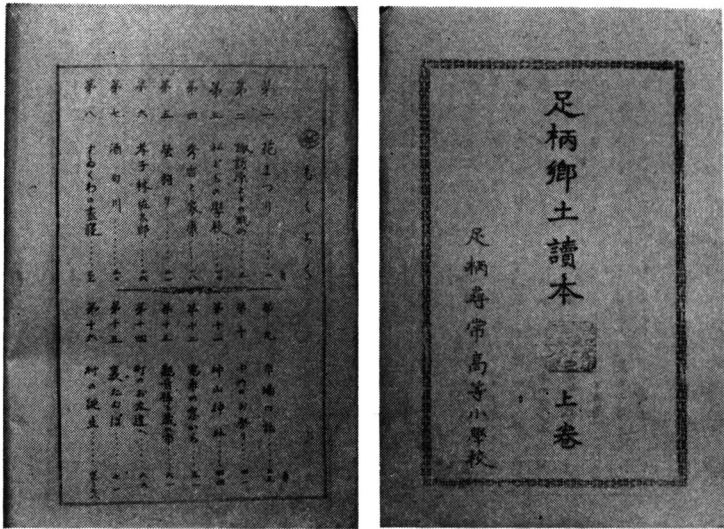
この結果、神奈川支部は壊滅的打撃をうけ当局の追及をのがれたメンバーも多数あったが組織を再建することはできなかった。

一九三一年十一月の県議会で、九鬼書記官は行政処分について小学校令の「小学校教員たるの職務を怠り、若くは教員たるの体面を汚辱したるもの」に該当すると述べている。

同じ県会での警察部長足立書記官の答弁は、警察が労働組合運動を取り締まることについて「組合運動ト云フモノヲ必ず弾圧スベシト考ヘテ居ルモノハ絶対ニ無イト考エマス……勿論、組合運動ノ為ニ赤化騒擾ニナリマシタナラバ之ヲ取締ルコトハ勿論デアリマス」と述べていた。特に共産主義者に対する取締りは強行であったことを示すものであった。

大正末期から昭和初期にかけてわが国の「都市化」現象はさまざまな矛盾を露呈していた。先に見た横浜市での郷土教育

小学校の二部教授もその例である。日本資本主義社会の発展は常に農村を犠牲にしていたが、昭和に入ってから不況では小作人はもちろん中層以上の農民までも打撃を受けた。そして、その打撃を受けたことが「反都会主義」（久保義三「政治危機と教育」『岩波講座現代教育学』5）という考えに結びついていた。それがさらに、郷土教育という形で学校の中に入ってくる。もちろん、臨時教育会議における小学校教育改善に関する答申においても、地方の実情に即した教育の実際化が提案され



足柄尋常高等小学校の郷土読本

県立教育センター蔵

て、他方で、経験主義的、生活主義的な教育思潮とあいまって、郷土に即した教育実践ということで刺激をしていた。神奈川県ではすでに大正のはじめに神奈川県女子師範学校附属小学校で行われた（一九一六年六月十日）小学校教科研究会において郷土室の研究等の発表があり、『神奈川県教育会雑誌』一〇九号（一九一四年）には「教育は郷土的色彩あるべし」という論説が掲載されたりしていたが、郷土教育熱がさかんになったのは昭和に入ってからである。一九二八年（昭和三年）一月二十七日から二十九日の三日間にわたって神奈川県師範学校を会場として、郷土中心初等教育研究発表会が行われた。発表会の趣意で次のように述べている。

国民教育が国家ノ要望ニ基キ普遍的陶冶ヲナシ国民的志操ヲ練磨スベキハ勿論ナルモ出来得ル限り地方ノ實際ニ立脚シ其ノ特色ヲ發揮スベク充分ノ調査ヲ遂ゲ研究ヲ重ネ、各方面ニ涉リテ其ノ郷土化地方化ヲ図リ以テ郷土ノ教育方針ヲ確立シ学校ヲシテ真ニ地方教化ノ中心タラシメ郷土振興ノ源泉タラシメザルベカラズ

このように郷土教育というものは学校を中心として、地方教化の振興をはかるものであった。さらに小学校における農業教育の振興

が実施され、一九二三（大正十二）年三月、小学校農業教育設備標準を決め、農業教育の改善を示し、農業教育の振興を奨励した。神奈川県教育会主催による小学校農業実習圃場品評会が行われ（一九二五年から三〇年の間に五回）優秀校、優良校を決め選賞式が行われた。

このような背景が「都市化」と「農村」との関係を対立的にとらえ、都市における偏知主義、「資本的、物質的、都会的」教育が自己の華飾と魅力を放散して、農村を傷害した（早川孝吉「近代教育の非農村性」『農村社会研究』）という考え方により、郷土教育、農業教育の活発化が促進された。

教化総動員と 教員給与の減額 一九二九（昭和四）年九月になると教化総動員運動が実施されていった。文部省の訓令第一九号「教化総動員ニ関スル要旨」を受けて、神奈川県では同月十七日、教化総動員の実施に関する告論を出した。

それによると次のようなものであった。「生活ハ甚シク浮華放逸ニ流レ思想亦輕詭譎ニシテ中正ラ欠ク、政府の「国民精神ノ作興ト財政經濟ノ整理緊縮トノ二項ヲ標榜シテ国民的自覚ヲ喚起セシメ」る。中央と呼応して県下においても総動員を行い、一般県民の覚醒奮起を促すというものであった。

二項を標榜するということで、その二項とは

- 一 国体觀念ヲ明徴ニシ国民精神ヲ作興スルコト
- 二 經濟生活ノ改善ヲ図リ国力ヲ培養スルコト

ということの理解を徹底し、そのための方法は、県下市町村長、学校長、教化団体、宗教団体等の代表者を招集して、本運動に関する知事の訓示、新聞社・通信社・雑誌社の協力を求めること、などであった。

神奈川県教化総動員第一回の総会が一九二九年十月に開かれた。そこでの知事の挨拶では特に、神奈川県・横浜市では大震

災の影響で財政難であることを強調した。小橋文部大臣も教化総動員について訓示した（『神奈川県教育』第二六〇号、一九二九年十一月）。

国体観念を明徴にすること、経済生活の改善を図ることが、教育における二大目標となっていた。

一九三〇年に入ると農村の極度の疲弊は各地において役場吏員・小学校教員に対する減俸や人員整理を要求する気配が強くなっていった。特に町村歳出の約半額を占める小学校費、しかもその七〇から八〇割を占める教員俸給に対して町村民の関心が強くなっていった。相原村（高座郡）では同年七月十五日に同村八幡宮に有志百余名が参集して、一般村民の負担軽減のために小学校教員・役場吏員の減俸、教員整理を決め、村会へ提議することを決定した（『横浜貿易新報』昭和五年七月十七日付）。相原村では八月に入り村会を開き、当初予算を緊縮することを決定した。

このような村民の要求が各地で起こり、陳情団が小学校に行き、校長に寄附を強要したり、父兄が生徒を同盟休校させるといったり、そのため、村会議員、警察署員等が事情聴取にいたりするところも出てきた（『相模原市史』第四巻）。

『横浜貿易新報』の記事によれば、「県下町村三分の一は教員減俸を断行、減額は一割から二割、急速の勢で拡大して行く模様」（昭和五年八月八日付）、「減俸はせざることを、寄附問題に県の断案、教育への影響留意して、町村財政も考慮」（同年八月三十日付）などの見出しが出ている。このような時、八月十五日県に対して文部省・内務省の次官通達があり、県でも、各町村長にこの内容を知照した。それは不景気対策として、小学校教員の俸給費を減額したり、教員に対して寄附金を強要したり、小学校の学級を整理したりすることがあるようだが「国民教育上甚だ憂慮すべき影響ヲ生ズベキ虞モ有之ニ付テハ充分御監督相成ル様致度」という内容のものであった。文部・内務両次官の通牒したものをそのまま、県は各市町村長あて流した。

同年十二月に、県会でも町村財政難のことが取りあげられ、白井佐吉議員は次のような質問をした。それによれば、義務教

第2章 「非常時局」の展開

第1表 県財政に占める教育費の割合

年度	歳出決算額	教育費	教育費の割合
1935	13,029	1,993	15.3%
36	15,872	2,048	12.9%
37	18,943	1,212	6.4%
38	23,394	1,287	5.5%
39	23,474	1,586	6.8%
40	32,648	7,443	22.8%
41	40,558	8,396	20.7%
42	40,144	8,751	21.8%
43	53,435	14,160	26.5%
44	113,159	18,784	16.6%
45	208,159	31,432	15.1%

単位千円 『神奈川県会史』第6巻から

育費の支出は「市町村立ノ小学校教員ノ俸給、旅費、其他諸給与、並ニ其ノ支出ノ方法ハ文部大臣ノ定ムル所ノ準則ニ基キ府県知事之ヲ定ムト云フ規程ノ為、市町村ノ立場ヨリ致シマスレバ、殆ンド強制的ニ支出ヲ命ゼラレテ居ルノデアリマシテ……」とし、町村税のうち教育費の占める割合は七割一分五厘にもなっている。そして、その大部分は人件費である。町村の自治体が破壊してしまふ、そのためには学級整理を行い、教員を廃してもらふことができるかという主旨のものであった。これに對して、山県知事は「町村財政ハ誠ニ苦シイコトデアリマセウケレドモ……ドウカ我慢シテ相当ノ程度ニ於テ人件費ヲ支出シテ貰ヒタイト考ヘテ居リマス」（『神奈川県会史』第五巻）との答弁にとどまっていた。

一九三一年一月になると県下町村会各郡幹事会が神奈川県庁二階会議室で開かれ、一九三一年度予算編成について協議された。幹事会によって、申し合わされたことは、一町村予算は緊縮すること、一一教育費については、一割を標準として低減すること、増俸は一か年間中止すること、学級を整理すること、校長においても授業を担任することなどであった。

この結果、町村予算は緊縮された。

一九三二年二月にも、県町村長会幹事会を開き、一九三二年度各町村予算編成について協議した。小学校教員の給料については、「高級教員ノ整理ヲ断行セラレタキコト」とし、さらに、五十円未満の者には二円の増俸、五十五円未満の者については、合議の上決定することなどの方針を決めた。

この年九月政府も「市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法」を制定し、一九三四年まで毎年度約千二百万円の国庫支出金をもって、町村財政負担の軽減を図ることにした。